

# 不法投棄・野外焼却 は犯罪です!



不法投棄・野外焼却<sup>(※)</sup>を見かけたら、  
通報してください!

※野外焼却禁止には例外がありますので、裏面をご参照ください。  
詳しくは市のHPをご覧ください。

[https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/045/touki\\_syoukyaku/index.html](https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/045/touki_syoukyaku/index.html)



# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（要約）

## 廃棄物の不法投棄禁止（法第16条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## 廃棄物の野外焼却禁止（法第16条の2）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、  
廃棄物を焼却してはならない。

- ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却  
又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却

※「何人も」とは「だれであっても」という意味であり、住所、国籍、年齢は問いません。



廃棄物を**不法投棄・野外焼却した者**は、

**5年以下の拘禁刑**若しくは

**1,000万円以下の罰金**又はその両方

法人に対しては**3億円以下の罰金**

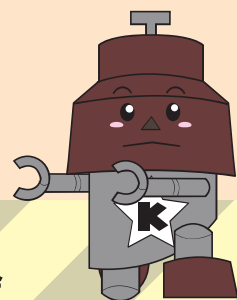
## 問い合わせ

川口市 環境部 産業廃棄物対策課

〒332-0001 埼玉県川口市朝日4-21-33

TEL 048-228-5380 FAX 048-228-5322

産業廃棄物処理業者をお探しの場合は、(一社)埼玉県環境産業振興協会  
(048-822-3131)にお問い合わせください。



川口市マスコット  
「きゅぼらん」